

国立公園における動物のモニタリング及び標本の管理のあり方について (案)

1 モニタリングについて

(1) 基本的な考え方

国立公園における動物のモニタリングについては、指定動物については必ず実施するものとし、指定動物以外の動物についても可能な限り、そのモニタリングを推進していくものとする。

その実施にあたっては、特別地域だけでなく、一連の生息地がある場合は、特別保護地区においても実施する。

自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 などの関連する調査又は事業から得られた公園内のデータを活用する。

モニタリングにより得られたデータについては、種の保存の観点から非公表とすべきものを除き、公表する。

(2) 指定動物のモニタリングについて

指定動物については、当該動物について知見を有する地域の専門家や当該動物の保全活動を行っている N G O ・ N P O 等に依頼・連携し、モニタリングを実施する。国立公園におけるモニタリングについては、必要に応じて、グリーンワーカー事業等の一環として実施する。

モニタリング手法については、指定動物の生態に合わせて適切な手法を選択するとともに、異なる公園において同一種類の動物が指定動物に選定されている場合は、モニタリング手法の統一を図る。モニタリング手法の選定にあたっては、簡易に実施できることに特に留意する。

特別地域内において広範囲に生息する場合は、適切なモニタリングサイトを設定し、当該サイトを対象にモニタリングを実施する。

モニタリングで得られたデータについては、専門家による分析を行い、その結果を保全施策に反映する。

(3) 指定動物以外の動物のモニタリングについて

地域の専門家等からのヒアリング、既存文献等のデータの把握を行い、各公園に生息している動物のインベントリ (目録) の作成について努める。インベントリ作成に際しては、実地調査の結果を盛り込むよう努める。

各公園の実状に応じて、アマチュア研究家を含む地域の専門家や N G O 等の協力を得て、実施可能な分類群又は種類からモニタリングを実施する。

モニタリングに際して捕獲調査が必要な場合であって、特別保護地区内等における捕獲許可を得る必要があるものについては、一定の調査計画を環境省において策定し、一定の専門的知見を持つと認められる者に対して一括して許可を出す等の取扱いを行う。許可を受けて捕獲調査を実施する者は、許可条件の定めるところによりその成果を環境省に提出するものとする。

モニタリングは、動物の分類群や種類毎に適切なモニタリングサイトを設定して行う。

モニタリングで得られたデータについては、専門家による分析を行い、その結果を指定動物の選定作業及び対象動物の保全施策に反映する。

2 標本の管理等について

- 国立公園内での捕獲調査により得られた動物の標本については、生物多様性センターにおいて適切に収蔵・管理するとともに、自然環境の保全を目的とした調査研究や普及啓発に役立てるものとする。